

紛争と平和

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

世界の紛争をなくし、平和を守るために、どんな取り組みがあるのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 紛争と難民

紛争・難民

ふんそう
紛争

国内外で起こる武力をとまなう争い。

なんみん
難民

迫害や紛争をのがれて国外に避難した人々。

こくれんなんみんこうとうべんむかんじむしょ
国連難民高等弁務官事務所

難民の保護と支援を行う国連の機関。

世界では、民族や宗教のちがいが、領土や資源をめぐる対立などから、国の内外で**紛争**が起きている。戦火や迫害をのがれるため、住み慣れた土地を追われる人も多く、その中でも、国境をこえて他の国に逃げた人々を**難民**という。故郷を追われた人は世界で1億人をこえるといわれる。

難民の保護と支援を行っているのが、1950年に国連が設けた**国連難民高等弁務官事務所**(UNHCR)である。1951年の難民条約は、難民を迫害のおそれのある国に送り返してはならないと定めた。このほか、**NGO**(非政府組織)の「国境なき医師団」なども、医療や食料の支援を行っている。紛争を防ぎ、避難した人々を受け入れる国際的な協力が求められている。日本も、難民の受け入れや資金の面で支援を続けている。

2 軍縮と世界の平和

軍縮・PKO

ぐんしゆく
軍縮

国どうしが軍備を減らしていくこと。

ひかくさんげんそく
非核三原則

核兵器をもたず・つくらず・もちこませず。

こくれんへいわいじかつどう
国連平和維持活動

紛争地域で停戦の監視などを行う活動。

平和を守るためには、国どうしが軍備を減らす**軍縮**が欠かせない。核兵器については、持たない国がふえないようにする**核拡散防止条約**(NPT)が結ばれ、2017年には核兵器の開発・保有・使用などを禁じる**核兵器禁止条約**が採択された(2021年発効、日本は参加していない)。日本は唯一の戦争被爆国として、核兵器を「もたず・つくらず・もちこませず」の**非核三原則**をかかげている。

紛争が起きた地域では、国連が**国連平和維持活動**(PKO)を行い、停戦の監視や選挙の支援などにあたる。日本は1992年にPKO協力法を定め、カンボジアなどへ自衛隊を派遣してきた。被爆の体験をもつ日本には、平和を訴え続ける役割が期待されている。

条約	内容
核拡散防止条約	核兵器を持つ国をふやさない
核兵器禁止条約	核兵器の開発・保有・使用などを禁じる

問いへの答え

民族や宗教の対立などから起こる紛争で、国外に逃れた人々を難民といい、国連難民高等弁務官事務所やNGOが保護や支援を行っている。平和のためには軍縮が大切で、核拡散防止条約や核兵器禁止条約がつけられた。紛争地域では、国連平和維持活動が行われ、日本も1992年から参加している。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

